

国民健康保険被保険者証廃止に係る 変更点

令和6年10月31日（木）
富里市国民健康保険運営協議会資料



1. 被保険者証廃止に伴う、新規発行書類

- 国の法改正により、被保険者証の発行については、令和6年12月1日をもって終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。
- 現在交付している被保険者証の有効期限内は通常通り医療機関で使用することができます。
- 有効期限が切れる前に、マイナンバーカードと被保険者証情報の紐づけの状況により、申請不要で以下の通知書類を発送いたします。

資格確認書

- マイナンバーカードと被保険者証情報を紐づけていない被保険者に交付
- 被保険者証に代わり、保険診療を受ける際に医療機関へ提示

資格情報のお知らせ

- マイナンバーカードと被保険者情報を紐づけた被保険者に交付
- マイナンバーカードと合わせて提示することで、マイナ保険証に対応していない医療機関で保険診療が受けられる



2. 資格確認書・資格情報のお知らせの仕様

資格確認書

- 現行の被保険者証と同様に利用可能
- カードサイズ(紙)で発行
- 有効期限は1年間を想定
(年度内70歳および75歳到達者は除く)
- 事情により、マイナ保険証利用不可の被保険者には申出により交付可能(要配慮者)

資格情報のお知らせ

- 単体での利用は出来ないが、マイナンバーカードと併用で保険診療可能
- A4用紙サイズでの発行
- 有効期限については検討中
(70歳未満の被保険者については有効期限を設定するかは保険者判断となっている)



参考：政府広報 新聞廣告より

政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

まだ、マイナ保険証をお持ちでなくとも、これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方 → **申請不要で**資格確認書をお届けします。

新たに後期高齢者になった方 → **申請不要で**資格確認書をお届けします。※来年7月末まで

マイナ保険証での受診が困難な方
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など) → **申請いただくことで**資格確認書をお届けします。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証 | 





3. 短期被保険者証・資格証明書廃止

«現在の運用»

- 国民健康保険税の納期限を1年以上超過した未納分がある場合
↓
有効期限を短くした短期被保険者証を交付
- 短期証交付対象世帯において、継続して納付が確認できない場合、かつ納付が出来ない特別な事情が確認出来ない世帯
↓
必要な手続きを踏まえた上で、窓口負担が10割となる資格証明書を交付

«令和6年12月2日以降の運用»

短期被保険者証および資格証明書についても新規発行が終了になり、運用が変更になります。



4. 短期証・資格証廃止後の今後の取扱いについて

短期被保険者証

- 年度更新毎に各対象世帯の状況を確認し、滞納状況が改善に向かっている、または納付出来ない特別な事情が確認出来た場合については有効期限が1年間の資格確認書を交付、またはマイナ保険証での保険診療可能の設定を行います。

資格証明書

- 滞納状況が改善せず、納付出来ない特別な事情が確認できない場合、必要な手続きを踏まえた上で「特別療養費」支給対象の資格確認書を交付、または、マイナ保険証の設定でも「特別療養費」対象者である旨の設定を行います(高校生以下は除く)。
- 特別療養費対象になった場合、医療機関等では一時的に10割負担となり、領収書等を市役所に持参して、自己負担対象外の7割、または8割分の療養費を請求する必要があります。



5. マイナ保険証移行への市の対応

- 国保年金課窓口で、マイナンバーカードと被保険者証の紐づけの支援を行っています。
- 国保年金課窓口でパンフレットを使用し、マイナ保険証の医療機関での利用方法を丁寧に説明しています。
- 市広報紙(11/1号)・市公式ホームページに記事を掲載し、周知に努めています。

